

宴会場ご利用についてのお願い（宴会場利用約款）

奈良ホテルでは、宴会場のご利用にあたって下記の規約を定めてお申込をお受けしております。この規約に定めのない事項につきましては、法令又は一般に確立された慣習によるものとさせていただきます。つきましては、宴会場のご利用、設営、お支払いなどについて、誠に勝手ながら下記の事項をあらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

1. ご契約とお申込金について

宴会等のご契約は、お申込書の所定の事項をご記入の上、ホテルが契約のお申込を承諾した時に成立するものとさせていただきます。ホテルは期限を定めて、お申込金を申受ける場合がございます。お申込金の金額は、ご宴会内容によって当社より提示させていただきます。

2. 前受金について

当社からご提示致しましたお見積概算額を、期限を定めてお支払いいただく場合がございます。

3. お支払いについて

ご宴会等に関する一切の費用（お申込金、前受金をお支払いいただいた場合はその残金）は、ご宴会開催日から30日以内に銀行振込または現金にてお支払い下さいますようお願い申し上げます。なお、お申込金、前受金に残金が出たときは、ご宴会日から30日以内に精算の上、お支払い者様宛に銀行振込にてご返金申し上げます。

4. 宴会時間と追加室料について

宴会場のご使用は、設営から撤去を含め、事前に係員と打ち合わせいただいた時間内で終了されますようお願い致します。また、宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間（以下、宴会時間と称します）は、所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合にお追加料金を頂戴致します。但し、次の宴会使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。

5. 有料人数の算定

お料理などをご用意させていただくご人数（以下、有料人数と称します）の最後のご変更は、ご宴会等の開催日の前日の正午までに当社の担当係員にご連絡下さい。上記期限を過ぎてご出席者が有料人数より減少した場合でも、最終ご注文数の料金をご請求させていただきます。

6. お客様よりのご契約お取消と期日変更について

すでにご予約いただいたご宴会等をお取消になる場合、及び期日を変更される場合は、下記の取消料を頂戴致します。

取消料と期日変更料（日数は、お申し出の翌日から起算致します。）	
開催日の120日前から90日前まで	お申込金全額、手配済のものは実費請求させていただきます。
開催日の90日前から20日前まで	宴会等見積金額の30%、申込金は差し引かせていただきます。手配済のものは実費請求させていただきます。
開催日の19日前から10日前まで	宴会等見積金額の50%、申込金は差し引かせていただきます。手配済のものは実費請求させていただきます。
開催日の9日前からその前日まで	宴会等見積金額の80%、申込金は差し引かせていただきます。手配済のものは実費請求させていただきます。
開催日当日お取消、期日変更	宴会等見積金額全額、申込金は差し引かせていただきます。

7. ホテルよりの契約解約・拒否について

次に掲げる各項目に該当する場合は、宴会場ご利用のお申込をお断りするか、またはすでにご契約いただいていた場合も解約させていただきますのであらかじめご了承下さい。なお、契約の解約により生じた損害の責任につきましては、ホテルは一切負担致しませんのであらかじめご了承下さい。

① 宴会等をお申込みのお客様又は宴会等に出席されるお客様が次の事由に該当する場合

- ア) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下暴力団等と称します）
- イ) 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体
- ウ) 暴力団等に該当する者が役員である法人

② 宴会等に出席されるお客様が、法令または公序良俗に反する行為をされるおそれがあると判断した場合、他のお客様にご迷惑をおかけするとホテル側が判断した場合

③ ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合

④ この宴会場についての取り決めに違反された場合

特に、1. お申込金、2. 前受金をご請求申し上げた時に、所定の期日までにお支払いがない場合、当社は、前項のおそれがある場合として、宴会場のご予約を解約の上、お取消の場合に準ずる額のご負担をご請求させていただくこともありますので、ご了承下さい。

8. 装飾、余興などの手配

ご宴会等に関する装飾、装花、音響、照明、余興、音楽、バンケットレセプション、引出物などにつきましては、ホテル指定の業者をご利用下さい。お客様の都合で、ホテル指定業者以外の業者をご利用になる場合は、事前にホテル側の了解を得た上でご手配下さいますようお願い申し上げます。

9. 直接ご依頼の業者に対する指示

ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会等の装飾、余興等の前項に関する搬入、搬出、又は看板のサイズ、取り付け方法、設置場所は、ホテルの指示にしたがって行っていただきます。

10. 損害賠償について

お客様、あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方は、ホテルの施設、什器備品等を破損、損傷させることのないよう充分ご注意ください。万一ホテルの施設、什器備品等に破損が生じた場合は、お客様あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方に、速やかに修理していただくか、損害賠償金をいただきます。

11. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

- ① 盲導犬等の介護目的の動物以外の犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜類等の持込み。
- ② 発火又は引火性の物品などの危険物の持込み。
- ③ 悪臭を発するものの持込み。
- ④ 法令又は公序良俗に反する行為及び他のお客様にご迷惑になる言動。
- ⑤ 備付品の移動。
- ⑥ ご予約時の使用目的以外のご利用。
- ⑦ その他、法令で禁じられている行為。